

## 茨城大学科学研究倫理指針

平成18年10月26日  
茨 城 大 学

科学は事実と論理的考察に基づいて創造される知識とその体系であり、科学研究は人類の幸福と社会の発展およびそれらを担保する自然環境の保護・保全のために欠くべからざる知的営為である。科学研究は学問の自由のもとに研究者の主体的な判断に基づいて自主的・自律的に遂行されることによって、真理の探究が可能になり、崇高な知識の体系化をなし得る。研究者の新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の応用と利活用に関わる営為は、社会からの信頼と負託を前提として行われるものであり、それによって社会的認知を得ることができる。

研究者の主体的な判断に基づいて自主的・自律的に行われる研究の成果は、研究者とその集団内に留まるものではなく、広く人類の共有財産となるべきものであるのみならず、社会・自然に深遠な影響をもたらすものである。したがって、研究者は、自らの研究活動が社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、高い倫理性をもって真摯に研究を実施する責務を負う。すなわち本学において科学研究に携わる全ての者は科学研究が社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚し、自らの研究の立案・計画・申請・執行・報告などの過程において自らの高い倫理性を発揮し、負託された研究費の適正な使用をはじめ誠実に行動する責任を有する。本学の研究者は自らが創出する科学的知の正確さや正当性について、常に自ら検証するだけでなく、学内外の研究者集団や広く社会での評価や批判に耐えられるだけの説明責任を負う。

研究者の組織を統括する大学は、個々の研究者および研究者集団が、自主的・自律的に研究を遂行する条件を整えるとともに、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。大学は研究者および研究者集団が自らの責任を全うしていることを常に検証し、それを学内および社会に対して説明する。

さらに、本学は日本学術会議の科学者の行動規範を尊重して公正で活発な研究活動を推進するものである。